

平成27年度

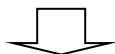
旧菅谷小学校物品売払一般競争入札実施要領

加 賀 市
総務部財政課財産係

●一般競争入札のスケジュール

実施要領の配布・閲覧・市HPへの掲載
及び入札参加申込書の配布期間

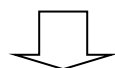
1月25日（月）～2月7日（日）まで



現地内見会（午前9時～午後4時まで）

2月5日（金）・6日（土）・7日（日）

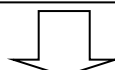
※開催期間中に入札参加申請を受け付け
ます。なお指定日以降、内見会はい
きません。



入札期間

2月5日（金）～2月9日（火）まで

指定期日までに必要事項を記入して持参
または郵送にて参加ください。（郵送の場
合は2月8日（月）午後3時まで必着厳
守）



開札・落札者の決定

2月10日（水）午前9時から開札



契約締結・代金納付期間

2月11日（木）～2月21日（日）

引渡し期間

2月11日（木）～2月21日（日）

※落札額によって契約書面を交わす必要
がありますので、事前にご連絡いたし
ます。期間内に契約及び引渡しがない
場合、落札は無効とします。

○左記の期日より、実施要領及び入札参加申込書
の配布・閲覧ができます。市役所での配布時間
は平日午前8時30分から午後5時15分ま
で、土・日は除きます。内見会開催日は内見会
場で午前9時から午後4時まで配布します。

○内見会場：旧菅谷小学校

○住 所：加賀市山中温泉菅谷町二 32 番地

○ホームページ、実施要領に掲載してある売却物
品は、必ず現地にてご確認ください。

○内見会にはどなたでも参加できます。ただし、
入札参加を希望される方は、内見会場で事前申
込が必要です。

○入札書には必要事項を記入後、封書にて入札く
ださい。

○注意事項

入札に参加できる方は事前に参加申込されてお
り、かつ内見会場に来場された方に限ります。

○最低売却価格以上で、最も高い入札者が落札者
となり、落札者の方にご連絡し引渡し日時等を
確認します。

○契約締結日に本市指定の納付書により売買代
金を一括納付してください。

○事前に引渡し日を指定いただき、指定場所
にて物品を現状有姿にて引き渡しします。物品
の搬出等に要する費用、人夫等の負担及び引
渡し後の瑕疵担保責任について市は一切負担
いたしませんのでご了承ください。

○引渡し時、代金納付を証するものとして領収
書をご持参ください。

●物件の情報について

別紙、売却物品一覧表のとおりです。記載してある最低価格は、1個あたりの金額です。

売却物品はすべて現状渡しとなります。キズや汚れ、一部破損がある物もあります。なお、品物の一部に学校名等が記載されている物があります。転売を目的とする場合は、必ず学校名等を抹消していただきます。

物品は閉校時まで利用していた物ですが、従来の性能を保証するものではありません。品物によっては専門家の調整や一部修理を要するものがあります。ただし修理費用について当市は一切負担いたしません。

●内見会について

下記日程で現地内見会を開催します。

と き 平成28年2月5日（金）・6日（土）・7日（日）

時 間 午前9時～午後4時まで

実 施 場 所 石川県加賀市山中温泉菅谷町二32番地（旧菅谷小学校）

●売り渡し条件について

- （1）売買代金は契約締結日に即納していただきます。納入が確認できた後に、引き渡し手続きを行います。物品は、現地内見会にて確認のうえ、現状有姿にて引き渡しを行い、引き渡し後の故障及び瑕疵について当市は一切責任を負いません。
- （2）運搬費用、その他引き渡しに係る費用等は全て落札者の負担とします。
- （3）品物の引き取りは、2月21日（日）までに引き取りを行ってください。なお、一部品物に学校名等が記載されているものがあります。転売目的で購入される場合、落札者負担にて記載箇所を抹消していただく必要があります。

●入札参加申込み方法等

- （1）実施要領・入札参加申込書の配布
平成28年1月25日（月）から平成28年2月7日（日）まで
市役所での配布時間は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、内見会開催日は内見会場にて午前9時から午後4時まで配布します。
また、加賀市のホームページからダウンロードすることも可能です。
- （2）現地内見会参加について
入札参加申込み希望者は、現地内見会にて現物確認をすることを必須とします。
- （3）入札参加申込受付期間
平成28年2月5日（金）から平成28年2月7日（日）まで

受付場所 ①石川県加賀市大聖寺南町二 41 番地 加賀市役所 2 階 総務部財政課
②石川県加賀市山中温泉菅谷町二 32 番地 旧菅谷小学校
※①については 2 月 5 日（金）のみとなります。

受付時間 午前 9 時から午後 4 時まで

提出方法 受付場所まで持参してください。

メール、郵送による受付はできません。なお、期限までに必着のないもの、提出書類に不備、記載漏れがある場合は、入札に参加することができません。

（４）入札参加申込資格

- ①内見会に参加された個人及び法人
 - ②売買代金を契約締結時に一括支払い（即納）可能である者
 - ③一般競争入札実施要領及び売買契約書で定める条件を誠実に履行できる者
- ただし、次に該当する場合は参加申込みができません。

【申込みのできない方】

- ①成年被後見人、未成年者、若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ②過去 2 年間に次の事項に該当した者
 - ア) 加賀市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ) アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③次の事項に該当する者
 - ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者
 - イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（５）提出書類

- ①一般競争入札参加申込書兼受付書（市指定様式）
- ②誓約書（市指定様式）

※入札参加申込みの取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。

（６）入札参加資格の審査

入札参加申込書及び誓約書の内容を審査します。ただし、参加資格通知については誓約書の提出をもって代えさせていただきます。

(7) 入札保証金・契約保証金については免除します。

(8) 内見会参加、入札参加、質疑、郵送、受付場所・問い合わせ先

〒922-8622

石川県加賀市大聖寺南町二41番地 加賀市役所総務部財政課財産係

TEL 0761-72-7812 (直通)

FAX 0761-72-5650

●入札方式について

(1) 入札方法

入札書は、下記入札期限までに郵送もしくは持参してください。

(2) 入札書提出期限

平成28年2月9日(火)午後4時必着 ※郵送は2月8日(月)午後3時必着

期限までに到着しなかった場合は、無効となります。

(3) 同封していただくもの

①入札書

②委任状(代理人が参加される場合のみ必要)

(4) 入札書の作成方法

①入札書は所定の様式により、入札者の所在地、氏名、連絡先(日中必ず連絡がとれるもの)を自署にて記入してください。(郵送ではなく代理人が持参し入札する場合は、委任状が必要です)

②入札書への金額は、日本国通貨(円)でアラビア数字(0, 1, 2, 3...)を使用し、最初の数字の前に¥マークを付けてください。

③一度提出した入札書は、いかなる理由があってもこれを書き換え、引き換え又は撤回することができません。(入札書の提出は1品1回限りです)

④入札書には、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載してください。

⑤任意の封筒に提出する書類を入れ、のりづけして封をしてください。

⑥入札書への金額は、1つあたりの単価を記載して下さい。

⑦入札書への記載単価は、10円単位で記載して下さい。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

①入札行為に係るもの

ア) 入札参加の資格を有しない者の入札

イ) 所定の日時以外の入札

ウ) 入札者又は代理人が1つの物品に対して2枚以上の入札をした場合、その全部の入札

エ) その他入札に関する事項に違反した入札

②入札書に係るもの

ア) 所定の入札書以外の入札

イ) 入札金額、記名のない入札書

- ウ) 最低売却額に達していない入札書
- エ) 入札金額を訂正した入札書
- オ) 必要な記載事項が誤脱し、又は不明確な入札書

(6) 入札の中止又は延期

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

●開札

(1) 開札日

平成28年2月10日(水) 午前9時から

石川県加賀市大聖寺南町二41番地 加賀市役所総務部財政課内

●落札者の決定

加賀市が定める最低売却価格以上で、最も高い価格であった者を落札者とします。なお、落札決定額は、1個あたりに対する売却単価が最も高い価格であった者を落札者とします。

また、落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、くじ順は申込みの受付順で行い、該当者はそれを辞退できません。落札者が決定したときは、落札者にのみ連絡します。

●売買契約の締結

- (1) 落札者は、平成28年2月11日(木)から平成28年2月21日(日)までの間において代金即納をもって契約締結とします。ただし、落札金額により書面交付が必要となる場合がありますので事前にご連絡いたします。
- (2) 契約に要する費用等は、落札者の負担とします。
- (3) 売買代金は、消費税相当額(地方消費税含む)を含めた額となります。
- (4) 売買契約の名義人は、落札者となります。
- (5) 契約締結時に物品の引渡し日程を調整します。

●売買代金の支払い方法

- (1) 売買代金は、契約締結日(引渡し日)に即納していただきます。

●物件の引き渡し等

- (1) 物件の引渡し期間は、平成28年2月11日(木)から平成28年2月21日(日)までの午前9時から正午までとし、現地に於て現状有姿において引き渡します。
- (2) 物品の引き渡しは所定の期間内に行うものとし、係員立会いのうえ行っていただきます。
- (3) 物品の運搬費用等について市は一切の負担をいたしません。
- (4) 引渡し完了後、引渡しを証するため受領書を提出していただきます。

●その他の注意事項

- (1) 引き取りに係る運搬費用等は、落札者負担となります。
- (2) 引き渡し時、運搬時における物品の瑕疵、破損等について当市は一切責任を負いません。
- (3) 所定期間中に契約されなかった場合の落札は無効といたします。また正当な理由なく所定期間中に引渡しができない場合は、契約を解除するとともに納入された売買代金は本市に帰属するものとします。

受 付 印

一般競争入札参加申込書

加 賀 市 長 あて

平成 年 月 日

加賀市が実施する旧菅谷小学校物品等売払について、旧菅谷小学校物品売払一般競争入札実施要領の内容を了承したうえ、関係書類を添えて参加を申し込みます。

入札参加申込者

〒

住 所（所在地）

フリガナ

氏名（法人名及び代表者名）

生 年 月 日 M T S 年 月 日

電 話 番 号 ()

記

1. 入札の日程

入札の締め切り日時

平成28年2月9日（火）

加賀市役所2階財政課内 午後4時

誓 約 書

私は、旧菅谷小学校物品売払一般競争入札の参加申込みにあたり、必要があるときは、貴市が調査を実施することに同意し、次の事項を誓約します。

- 1 私は、本件実施要領3ページ（4）に定められた入札参加資格を有しており、かつ申し込みのできない者には該当しません。
- 2 入札に際し、本件実施要領、売買契約書（案）、各種法令上の規制等すべて承知の上で参加し、後日これらの事柄について一切の異議を申し立てません。

平成 年 月 日

加 賀 市 長 あて

入札参加申込者

〒

住 所（所在地）

フリガナ

氏 名（法人名及び代表者名）

電 話 番 号 （ ）

委任状

平成 年 月 日

私は、菅谷小学校物品売払一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

- 1 委任する権限
一般競争入札に関する一切の権限

- 2 代理人

氏 名 _____

入札参加申込者（委任者）

住 所（所在地） _____

氏 名（法人名及び代表者） _____

※委任状は、入札当日に必要です。

※代理人及び入札参加申込者（委任者）欄の記載は全て自署とすること。

入 札 書

平成 年 月 日

加 賀 市 長 あて

- ・金額はアラビア数字とし、訂正しないこと。
- ・最初の数字の前に¥を入れること。

<記入例>

展示場所	①－①	②－①	③－①
番 号	1	2	3
品 名	机	折りたたみ鏡	花瓶
購入数量	1	1	1
入札額	¥ 1, 0 0 0	¥ 5 0	¥ 1 0 0

※別紙一覧表、現地下見会にて品物を確認のうえ、展示場所、番号、品名、購入数量、**1個あたりの入札額を記載すること。(入札額単価は、10円以上で記載すること)**

記

展示場所						
番 号						
品 名						
購入数量						
入札額						

※記載欄が不足する場合は、様式をコピーしてください。

上記のとおり、旧菅谷小学校物品売払一般競争入札実施要領等を承知の上入札します。

入 札 者

住 所 (所在地)

氏 名 (法人名及び代表者)

連絡先 ()

物 品 売 買 契 約 書

売渡人 加賀市（以下「甲」という。）と買受人 _____（以下「乙」という。）
は、次の物品について売買契約を締結する。

（売買物品）

第1条 甲が乙から購入する売買物品は、次に掲げる物件（以下、「物品」という。）とする。

品 名	
数 量	1 台

（売買代金及び納入方法）

第2条 売買代金は、金●，●●●，●●●円とする。（消費税及び地方消費税を含む）

2 乙は、前項に規定する売買代金を甲が発行する納入通知書により、契約締結日に納入するものとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、これを免除する。

（売買物件の引き渡し等）

第4条 甲は、乙が前条の売買代金を完納後に、物品を引き渡すものとする。

2 甲は、売買物品を現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

3 乙は、契約締結後2週間以内に物品の引き取りを行うこととし、引き取りに係る運搬費用は乙の負担とする。

4 物品を転売する場合は、引き渡し後に町名、学校名等を抹消し、抹消が確認できる写真を提出しなければならない。

（危険負担等）

第5条 売買物品の引渡しの日以後、甲の責めに帰さない事由により、売買物品に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は、乙の負担とする。

（担保責任）

第6条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、この契約を解除することができる。

（1）要領で定める入札参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき

（2）前号のほか、この契約に定める義務を履行しないとき

(違約金等)

第8条 甲が契約を解除したときは違約金として、乙は契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

2 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第9条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第10条 売買物品の引き渡しがあった日以後、売買物品に関する公租公課は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第11条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する金沢地方裁判所小松支部とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成 年 月 日

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(甲) 加賀市

加賀市長 宮 元 陸

(乙) 住 所

氏 名

記 載 例

受付印は内見会に参加された方だけに押印します。受付印が押印されていない申込書は無効となります。

※この申込書が提出され、かつ内見会に参加していない方は入札に参加できません。

一般競争入札参加申込書

加 賀 市 長 あて

内見会に参加された
年月日を記入してく
ださい。

平成28年 2月 6日

受付印
加賀市受付印
H28.2.6

加賀市が実施する旧菅谷小学校物品等売払について、旧菅谷小学校物品売払一般競争入札実施要領の内容を了承したうえ、関係書類を添えて参加を申し込みます。

入札参加申込者

記入は必ず自署に
てお願いします。

〒 922 - 8622

住 所（所在地） 加賀市大聖寺南町二41番地

フリガナ

氏名（法人名及び代表者名） カ ガ タロウ
加賀 太郎

生 年 月 日 M T S 45年 10月 10日

電 話 番 号 (090) 8765 - 4321

記

日中、必ず連絡がとれる連絡先を記入してください。

2. 入札の日程

入札の締め切り日時

平成28年2月9日（火）

加賀市役所2階財政課内 午後4時

記 載 例

誓 約 書

※この様式は、入札参加申込される方が参加資格を有していること及び市の入札ルールを遵守いただけることを証するものです。実施要領をご確認のうえ、一般競争入札参加申込書と合わせて提出していただきます。

私は、旧菅谷小学校物品売払一般競争入札の参加申込みにあたり、必要があるときは、貴市が調査を実施することに同意し、次の事項を誓約します。

- 1 私は、本件実施要領 3 ページ（4）に定められた入札参加資格を有しており、かつ申し込みのできない者には該当しません。
- 2 入札に際し、本件実施要領、売買契約書（案）、各種法令上の規制等すべて承知の上で参加し、後日これらの事柄について一切の異議を申し立てません。

内見会参加日を記入してください。

平成 28 年 2 月 6 日

加 賀 市 長 あて

入札参加申込者

〒 922 - 8622

住 所（所在地） 加賀市大聖寺南町二41番地

記入は必ず自
署にてお願いし
ます。

フリガナ

氏 名（法人名及び代表者名） カ ガ タロウ
加賀 太郎

電 話 番 号 （ 090 ） 8765 - 4321

記 載 例

委 任 状

※この様式は入札参加申込者の代理人が入札する場合にのみ必要となるものです。申込者が入札する場合は必要ありません。

平成 年 月 日

私は、旧菅谷小学校物品売払一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

- 1 委任する権限
一般競争入札に関する一切の権限

必ず代理人の自署で記入してください。

- 2 代 理 人

氏 名 **加賀 花子**

必ず委任者の自署で記入してください。

入札参加申込者（委任者）

住 所（所在地） **加賀市大聖寺南町二 41 番地**

氏 名（法人名及び代表者） **加賀 太郎**

※委任状は、入札当日に必要です。

※代理人及び入札参加申込者（委任者）欄の記載は全て自署とすること。

記 載 例

入 札 書

入札日を記入してください。

※展示物品を確認のうえ購入希望価格を決定していただき必ず自署にて記入してください。

平成28年 2月 6日

加 賀 市 長 あて

- ・金額はアラビア数字
- ・最初の数字の前に¥

<記入例>

展示場所	①-①
番 号	1
品 名	机
購入数量	
入札額	¥ 1

※別紙一覧表、現地
りの入札額を記入する

記入方法

別途備え付けの物品一覧を参考に現物を確認いただき記入してください。

①展示場所 物品展示エリア番号(例:1 階の1 エリアは①-①)を記入

②番号 商品番号を記入

③品名 品名を記入

④購入数量 「1」と記入

⑤入札額 最低価格を下回らない購入希望額を記入

注意点

①同一の物品が複数(例:机、椅子、竹馬等)ありますので、物品をご確認のうえ希望される物品を1個ずつ記入してください。物品には1個ずつ商品番号を付番してあります。

②最低価格以下での入札は無効となります。

③桁違い、誤字脱字には注意してください。

④同じ物品に対して2つの金額を記入すると全ての入札が無効となります。

⑤いかなる場合も入札のやり直しはできません。

展示場所	①-①	①-①	①-①	③-②		
番 号	1	75	76	2		
品 名	傘立て	竹馬	竹馬	ソファ		
購入数量	1	1	1	1		
入札額	¥500	¥300	¥250	¥1500		

※記載欄が不足する場合は、様式をコピーしてください。

上記のとおり、旧菅谷小学校物品売払一般競争入札実施要領等を承知の上入札します。

入 札 者

必ず自署にて記入してください。

開札後、落札者には電話連絡いたします。日中連絡のとれる連絡先を記入してください。

所 (所在地) 加賀市大聖寺南町二 41 番地

氏 名 (法人名及び代表者) 加賀 太郎

連絡先 (090) 8765 - 4321

※この契約書の締結が必要となる場合は 10 万円以上の落札額と決定した場合のみとなります。落札額が 10 万円未満の場合は、売買代金即納をもって契約締結といたします。契約書の締結が必要となる場合には落札後、別途ご連絡いたします。

物 品 売 買 契 約 書

売渡人 加賀市（以下「甲」という。）と買受人 _____（以下「乙」という。）
は、次の物品について売買契約を締結する。

（売買物品）

第 3 条 甲が乙から購入する売買物品は、次に掲げる物件（以下、「物品」という。）とする。

品 名	
数 量	1 台

（売買代金及び納入方法）

第 4 条 売買代金は、金●，●●●，●●●円とする。（消費税及び地方消費税を含む）

2 乙は、前項に規定する売買代金を甲が発行する納入通知書により、契約締結日に納入するものとする。

（契約保証金）

第 3 条 契約保証金は、これを免除する。

（売買物件の引き渡し等）

第 4 条 甲は、乙が前条の売買代金を完納後に、物品を引き渡すものとする。

2 甲は、売買物品を現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

3 乙は、契約締結後 2 週間以内に物品の引き取りを行うこととし、引き取りに係る運搬費用は乙の負担とする。

4 物品を転売する場合は、引き渡し後に町名、学校名等を抹消し、抹消が確認できる写真を提出しなければならない。

（危険負担等）

第 5 条 売買物品の引渡しの日以後、甲の責めに帰さない事由により、売買物品に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は、乙の負担とする。

（担保責任）

第 6 条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第 7 条 甲は、乙が次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、この契約を解除することができる。

（3） 要領で定める入札参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき

（4） 前号のほか、この契約に定める義務を履行しないとき

(違約金等)

第8条 甲が契約を解除したときは違約金として、乙は契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

2 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第9条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第10条 売買物品の引き渡しがあった日以後、売買物品に関する公租公課は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第11条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する金沢地方裁判所小松支部とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成 年 月 日

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

(甲) 加賀市

加賀市長 宮 元 陸

(乙) 住 所

氏 名